

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による一団地の区域……………
…(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)……………
…(環境局環境改善部化学物質対策課)…
- 里山保全地域の指定及び保全計画の決定(二件)……………
…(環境局自然環境部緑環境課)…
- 森林法第百八十九条の揭示……………
…(産業労働局農林水産部森林課)…
- 規程(水)
- 東京都水道局財務規程の一部を改正する規程……………
二
- 告示(水)
- 昭和四十六年東京都水道局告示第十五号(東京都水道局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定)の一部改正……………
三

告示

● 東京都告示第三百二十一号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規

定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和八年三月二十三日

東京都多摩建築指導事務所長

茂木 竜 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

東大和市桜が丘三丁目四十四番十七、令和八年二月二
同番三十二及び同番三十四 十五日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課(立川市錦
町四丁目六番三号)

● 東京都告示第三百二十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月二十三日

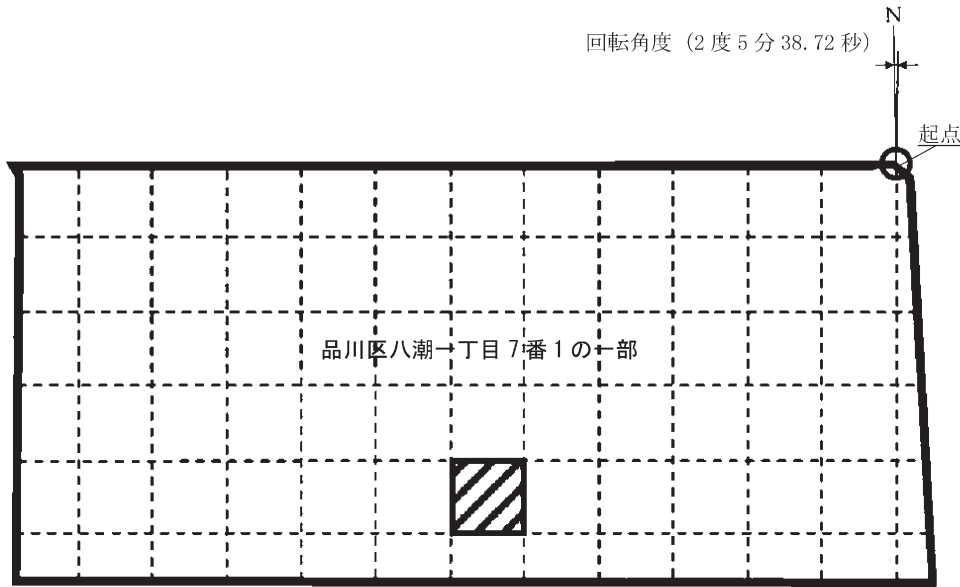
東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(品川区八潮一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

別図



【凡例】

- 調査対象地
- - - 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域 (規則第58条第5項第12号に該当する区域)

【起点】

起点は、X=-43467.590、Y=-7129.051 とする。
 ※起点の座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(2度5分38.72秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三百二十三号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

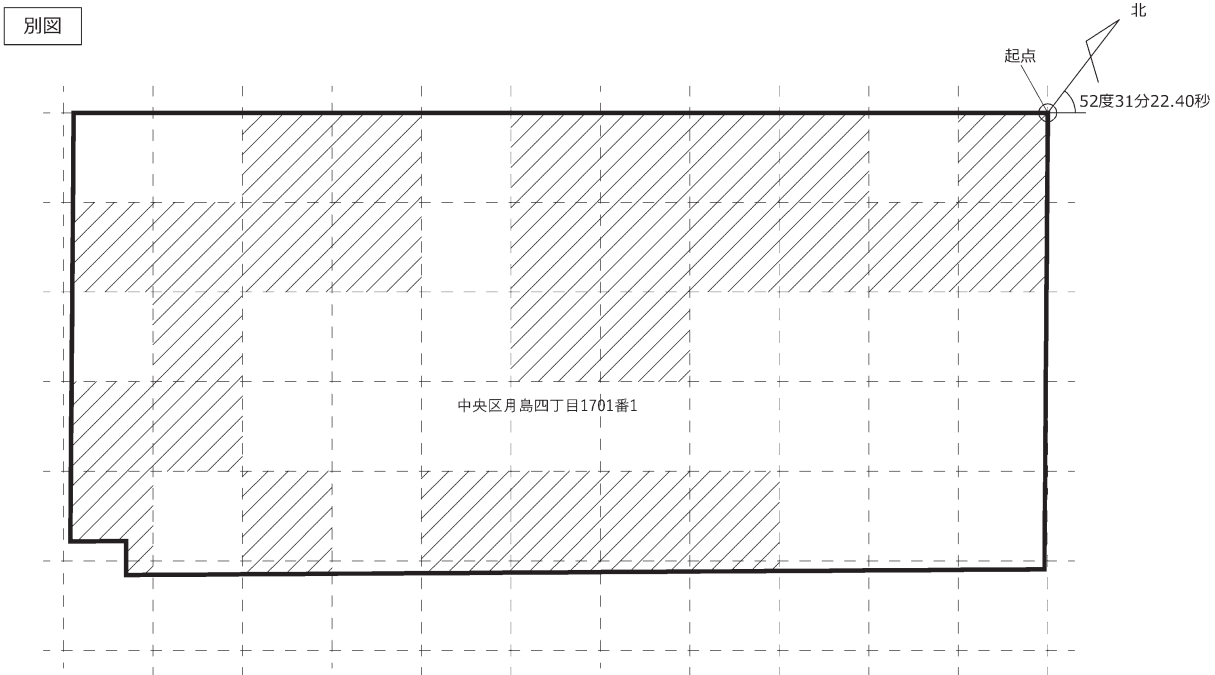
令和八年三月二十三日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(中央区月島四丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



【凡例】
 — 敷地境界
 - - - 単位区画
 ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】
 起点は、中央区月島四丁目1701番1の最北端とする。

【格子の回転角度 (52度31分22.40秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三百二十四号

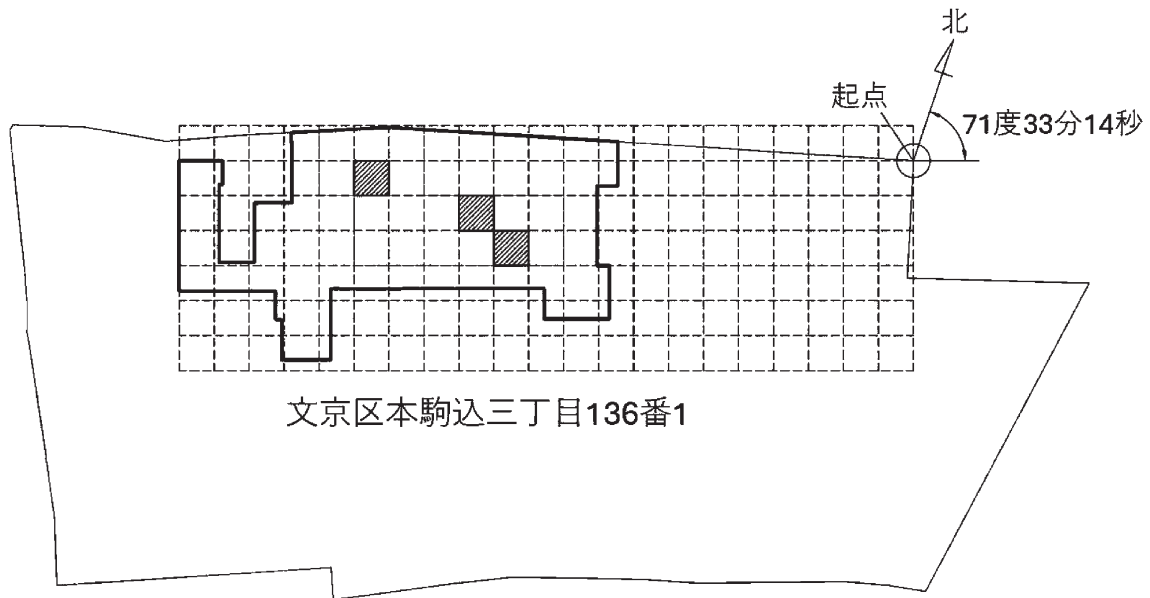
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
 ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
 う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（文京区本駒込
三丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準
に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合
物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



文京区本駒込三丁目136番1

【起点】

起点は、文京区本駒込三丁目136番1の最北端とする。

【格子の回転角度（71度33分14秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- ▨▨▨▨ 形質変更時要届出区域

●東京都告示第三百二十五号

東京における自然の保護と回復に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十六号。以下「条例」という。）第十七条第一項第三号の規定により里山保全地域を指定し、条例第十八条第一項の規定によりその保全計画を次のとおり決定したので、条例第十七条第七項及び条例第十八条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 保全地域の指定

- (一) 種別 里山保全地域
- (二) 名称 町田三輪里山保全地域
- (三) 位置 町田市の東部に位置する三輪地区の区域
- (四) 区域 別表及び別図一に示す区域
- (五) 面積 十二万六千三百二十七平方メートル

二 保全計画の概要

(一) 自然の概況及び特質
当区域は、多摩丘陵の中央部に位置し、樹林地や三つの谷戸等から構成され、かつての里山環境が残っている。

区域内の樹林地では、タマノカンアオイ、キンラン、ツチアケビ等の希少な植物が生育し、谷戸では、水田をはじめとする湿地や周辺の水路において、イトトリゲモ、ミゾハコベ、キクモ等の水生植物や湿生植物、ニホンアカガエル等のカエル類、ゲンジボタル等の水生昆虫、ホトケドジョウ等の魚類といった希少動植物が生息・生育している。特に、南谷^{みなみや}一帯では、希少

な動植物が多数確認されている。
(二) 自然の保護と回復のための方針

当区域の樹林地、それに連続した水田や水路等における生物多様性を保全するとともに里山環境を確保する。

また、希少な動植物をはじめ、在来の動植物の保全に向けて、生息・生育環境を保全、回復するための取組を次のように実施していく。

ア 希少な動植物の生息・生育環境

樹林地、水田、水路等を一体的に保全し、キクモ、ニホンアカガエル、ホトケドジョウ等の希少な動物の生息・生育環境の保全と回復を図る。

イ 樹林地環境

多摩丘陵に残存する樹林地環境の保全に向け、コナラ群落等の保全と回復を図る。

ウ 里山環境

水田等が広がる里山環境を維持管理し、水草、カエル類、水生昆虫、魚類といった動植物の生息・生育環境の保全と回復を図る。

エ 水域環境

谷戸周辺のため池や水路にみられる水草、カエル類、水生昆虫、魚類といった動植物の生息・生育環境の保全と回復を図る。

オ 外来種対策

特定外来生物をはじめとした侵略的外来種の積極的な防除及び侵入防止に努める。

(三) 自然の保護と回復のための規制に関する事項

条例第二十四条の規定に基づき、建築物その他の工

作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更、土石の採取、木竹の伐採等の規制を行う。

なお、条例第十八条の保全計画に基づき、条例第二十条にて実施する保全事業については、規制の対象としない。

(四) 植生管理に関する事項

当区域における植生の現況を整理し、(二)の方針を踏まえ、目標植生及び植生の管理方針を次のように定めた。

当区域については、現存植生と目標植生を同一とし、これに従い適切な時期や頻度で管理作業を行うことにより、生物多様性の保全を図っていく。

ア シイ・カシ二次林

常緑広葉自然林の構成種であるシイ・カシの二次林は、基本的に手は加えず、植物の遷移に委ねる。

林床の植物を保全するため、アズマネザサ等の繁殖を抑制する。

イ コナラ群落

二次林の構成種であるコナラの主木は適宜、萌芽更新を実施する。

主に、ササ類や低木（アズマネザサ、シラカシの実生等）を対象とした下刈りや伐採を適宜行い、明るい樹林環境を維持することで、キンラン等明るい林床を好む植物の保全を図る。

ウ アズマネザサ群落

繁殖力が強いいため、現状の生育範囲から拡大しないよう抑制する。

エ オギ群集

繁殖力が強いいため、現状の生育範囲から拡大しないよう抑制する。

オ スギ・ヒノキ・サワラ植林

植林の構成種であるスギ・ヒノキ・サワラの主木には基本的に手を加えず、植生の遷移に委ねる。

林相の状況によっては、コナラ群落、他の植生への移行も検討する。

林床の植物を保全するため、アズマネザサ等の繁殖を抑制する。

カ 竹林

繁殖力が強いいため、現状の生育範囲から拡大しないよう抑制する。

林床のササ類や低木（アズマネザサ、アオキ等）が繁殖しすぎた場合は、生息・生育する動植物の状況に合わせて、順応的な下刈りや伐採を検討する。

キ 畑地

基本的に地権者や耕作者の意向に沿って、耕作を継続する。

ク 水田雑草群落

基本的に地権者や耕作者の意向に沿って、耕作を継続し、希少な動植物の生息・生育環境を保全する。放棄水田等となった場合も、既往の水田耕作と同様のスケジュールで耕耘・水入れすることで、攪乱依存型の水生植物等の生育環境の保全を図る。

多様な湿地環境の創出を図るため、谷戸全体の状況をみただで、冬季湛水を継続する。

ケ 放棄水田雑草群落

多様な湿地環境を維持し、希少な水生動植物の生

息・生育環境を保全、回復する。復田が可能な場合は、水田雑草群落の再生を試みる。

ササ類や低木などの湿地への拡大を抑制する。

谷戸最奥部に存在する薄暗い湿地は、希少種（ヒクイナ、マユタテアカネ等）の生息地として、基本的に手は加えず現状を維持する。

コ 開放水域（水路）

多様で植生豊かな水域環境を維持し、特に流水環境に依存するゲンジボタルやホトケドジョウ等の希少な水生生物の生息環境を保全、回復する。

サ 開放水域（ため池）

多様で植生豊かな水域環境を維持し、周辺水域に生息する希少動植物（ニホンアカガエル、トンボ類等）の生息・生育環境を保全、回復する。

シ 全域共通

特定外来生物をはじめとした侵略的外来種の積極的な防除に努める。

(五) 施設に関する事項

地域内には、保全活動等を実施するに当たり必要な施設として、トイレ、休憩場等の活動拠点施設や使用機材を収納する倉庫等を適宜設置する。

また、保全地域の活用を図り環境学習を促進するために案内板や解説板等を、地域に生息・生育する動物を保護するために制札板や人の立ち入りを制限する柵等が必要に応じて設置する。

なお、設置に当たっては景観に配慮する。

(六) 保全地域の活用その他の運営に関する事項

(二)の方針を踏まえた植生管理の実施、施設の整備や保全地域の活用等の保全事業を進めるために、関係機関等で構成する協議の場を必要に応じて設ける。

また、地権者等と協議の上、都民等と協働して次のように利活用を推進する。

ア 地域内においては、都民の自然との触れ合いや緑地保全活動、環境学習などの場として活用する。

イ 耕作地は、稲作を通じた農業体験などの場としての活用も検討する。

ウ ア及びイの実施に当たっては、都民ボランティア・企業・教育機関等の多様な主体と連携して取組を実施する。

エ その他、関係機関等と協議しながら必要に応じて取組を実施する。

(七) 野生動植物保護地区の指定に関する事項

ニホンアカガエルをはじめとする希少な湿地の生物を保護するため、条例第二十五条の規定に基づき、区域内の北側に位置する南谷の一部を野生動植物保護地区に指定する。

ア 指定区域

区域内の南谷の一部（別図二に示す区域）

イ 面積

約一・〇ヘクタール

ウ 保護すべき野生動植物の種類

条例第二十五条第三項の規定に基づき、野生動物保護地区に生息・生育する次に掲げる動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷

してはならない。

植物 イトリゲモ、ミゾハコベ及びキクモ

両生類 ニホンアカガエル

別表

町田市三輪町字十四号千三百三十六番一、千三百三十六番二、千三百三十七番から千四百十番まで、千四百十七番から千四百十九番まで、千五百十番一、千五百十番二、千五百十一番から千五百十七番まで、千五百十九番二、千五百十九番三、千六百十番から千七百十四番まで、千七百十五番一、千七百十六番一、千七百七十七番一、千七百七十八番から千八百八十三番まで、千八百八十四番一、千八百八十四番二、千八百八十五番、千八百九十四番、千八百九十五番一、千八百九十五番二、千八百九十六番から千二百番まで、千二百一、千二百一番二、千二百二番から千二百四番まで、千二百五番一、千二百五番二及び千二百六番から千二百八番まで

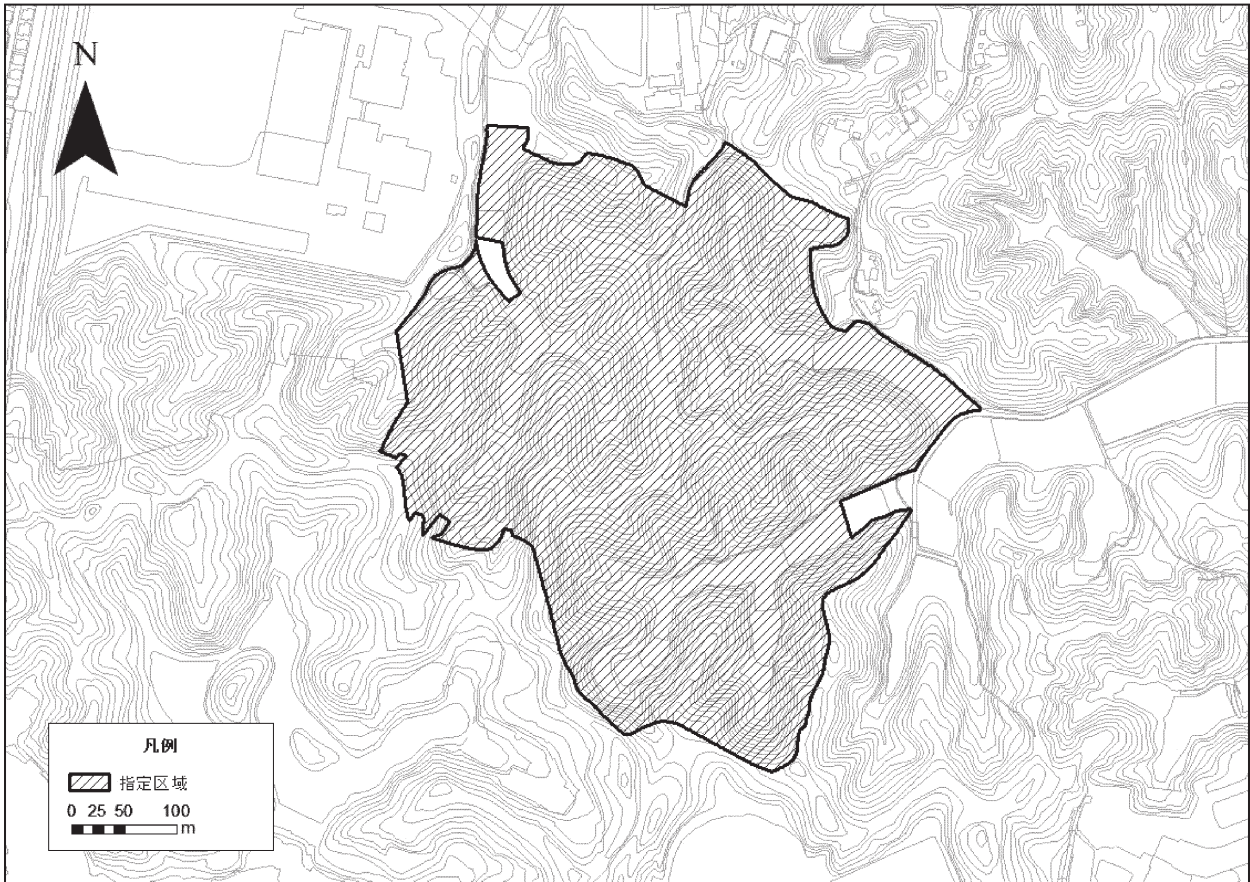
町田市三輪町字十五号千二百九番から千二百十九番まで、千二百二十番一、千二百二十番二、千二百二十一番から千二百三十六番まで、千二百三十七番一から千二百三十七番三まで、千二百三十八番から千二百四十三番まで、千二百四十四番一、千二百四十四番二、千二百四十五番、千二百四十六番一、千二百四十六番二、千二百四十六番四から千二百四十六番八まで、千二百四十六番十及び千二百四十六番十一

町田市三輪町字十六号千二百五十番一、千二百五十番二、千二百五十四番一から千二百五十四番三まで、千二百五十六番一から千二百五十六番三まで、千二百五十七番一、千二百五十七番二、千二百六十番一、千二百六十番二、千二百六十一番、千二百六十二番一から千二百六十二番三まで、

千二百六十三番から千二百六十五番まで、千二百六十六番
 一から千二百六十六番三まで、千二百六十七番から千二百
 七十四番まで、千二百七十五番一から千二百七十五番四ま
 で、千二百七十六番一、千二百七十六番二、千二百七十七
 番から千二百八十五番まで、千二百八十七番、千二百九十
 一番から千二百九十五番まで、千二百九十七番から千三百
 二番まで、千三百三番一、千三百三番二、千三百十九番か
 ら千三百二十三番まで、千三百二十四番一から千三百二十
 四番三まで、千三百二十五番、千三百二十六番一から千三
 百二十六番三まで、千三百二十七番、千三百二十八番、千
 三百二十八番二、千三百二十九番一、千三百二十九番二及
 び千三百三十番から千三百三十六番まで
 町田市三輪町字十七号千三百四十九番

別 図 1

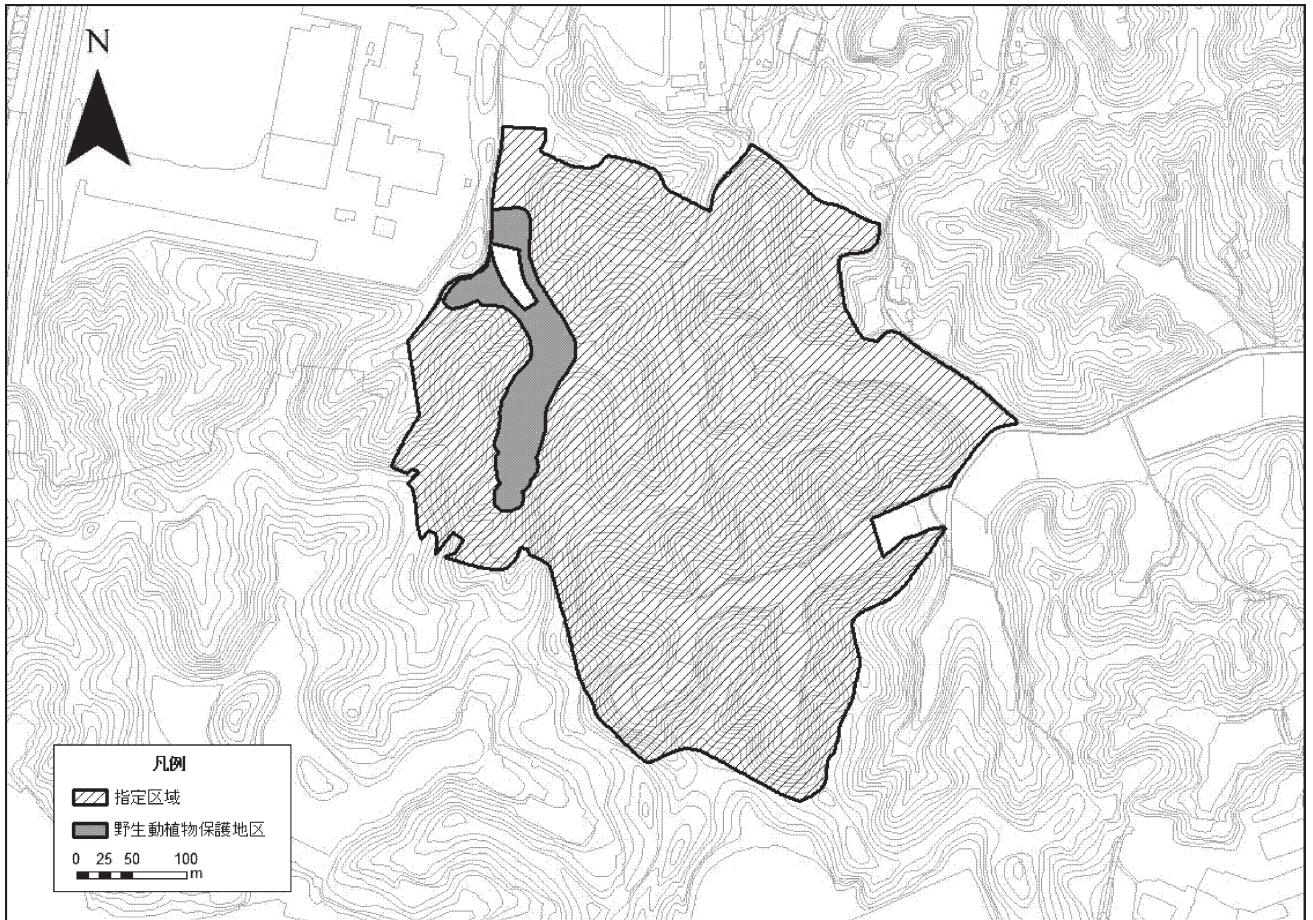
三輪里山保全地域 区域図



※この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（4都市基交第 187 号）して作成したものである。
 無断複製を禁ずる。

別 図 2

野生動植物保護地区対象地



※この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（4都市基交第 187 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

●東京都告示第三百二十六号

東京における自然の保護と回復に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十六号。以下「条例」という。）第七條第一項第三号の規定により里山保全地域を指定し、條例第十八條第一項の規定によりその保全計画を次のとおり決定したので、條例第十七條第七項及び條例第十八條第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 保全地域の指定

- (一) 種別 里山保全地域
- (二) 名称 町田三輪沢山里山保全地域
- (三) 位置 町田市の東部に位置する三輪地区の区域
- (四) 区域 別表及び別図に示す区域
- (五) 面積 二万四千五百八十八平方メートル

二 保全計画の概要

(一) 自然の概況及び特質

当区域は、多摩丘陵の中央部に位置し、鶴見川水系の流域に含まれ、樹林地や果樹園、畑地等によりモザイク状に構成され、かつての里山環境が残っている。

また、当区域には、沢山城跡が含まれており、空堀や土塁等の遺構が地形として現在も残り、動植物の重要な生息・生育環境として機能している。樹林地の林床では、タマノカンアオイ、キンラン、シダ類、林縁や農耕地周辺には、ワレモコウやキツネノカミソリ等の植物が生育している。

鳥類では、エナガ等の森林性の種に加え、モズ、オ

ナガ等の林縁・農耕地に生息する種が、昆虫類では、マユタテアカネ等の水辺を利用する種も確認され、鶴見川等の周辺環境とのつながりがみられる。

(二) 自然の保護と回復のための方針

当区域の樹林地や林縁、農耕地等における生物多様性を保全するとともに里山環境を確保する。

また、希少な動植物をはじめ、在来の動植物の保全に向けて、生息・生育環境を保全、回復するための取組を次のように実施していく。

ア 希少な動植物の生息・生育環境

樹林地、林縁、農耕地等を一体的に保全し、タマノカンアオイ、キンラン、シダ類等の希少な動植物の生息・生育環境の保全と回復を図る。

イ 樹林環境

多摩丘陵に残存する樹林環境の保全に向け、コナラ群落、竹林等の保全と回復を図る。

ウ 里山環境

果樹園、畑地等が広がる里山環境を樹林環境と一体的に保全管理し、動植物の生息・生育環境の保全と回復を図る。

エ 外来種対策

特定外来生物をはじめとした侵略的外来種の積極的な防除及び侵入防止に努める。

(三) 自然の保護と回復のための規制に関する事項

条例第二十四条の規定に基づき、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更、土石の採取、木竹の伐採等の規制を行う。

なお、条例第十八条の保全計画に基づき、条例第二

十条にて実施する保全事業については、規制の対象としない。

(四) 植生管理に関する事項

当区域における植生の現況を整理し、(二)の方針を踏まえ、目標植生及び植生の管理方針を次のように定めた。

当区域については、現存植生と目標植生を同一とし、これに従い適切な時期や頻度で管理作業を行うことにより、生物多様性の保全を図っていく。

ア シラカシ群落

常緑広葉自然林の構成種であるシラカシ群落は、基本的に手は加えず、植生の遷移に委ねる。

林床の植物を保全するため、アズマネザサ等の繁茂を抑制する。

イ スタジイ群落

常緑広葉自然林の構成種であるスタジイ群落は、基本的に手は加えず、植生の遷移に委ねる。

林床の植物を保全するため、アズマネザサ等の繁茂を抑制する。

ウ ケヤキ群落

落葉広葉樹自然林の構成種であるケヤキ群落は、屋敷林の構成種であり、原則として現状のまま保全し大径木化を図る。

林床の植物を保全するため、アズマネザサ等の繁茂を抑制する。

エ エノキ群落

落葉広葉樹自然林の構成種であるエノキ群落は、屋敷林の構成種であり、原則として現状のまま保全

し大径木化を図る。

林床の植物を保全するため、アズマネザサ等の繁茂を抑制する。

オ コナラ群落

二次林の構成種であるコナラの主木は適宜、萌芽更新を実施する。

主に、ササ類や低木（アズマネザサ、シラカシの実生等）を対象とした下刈りや伐採を適宜行い、明るい樹林環境を維持することで、キンラン、ヤマユリ、オオバギボウシ等明るい林床を好む植物の保全を図る。

カ サクラ等植林

植林の構成種であるサクラ等の植林は原則として現状のまま保全し、エナガ等の落葉広葉樹林を好む種の生息環境を保全する。

林床の植物（キンラン、ニリンソウ等）を保全するため、下層植生の繁茂を抑制する。

キ スギ・ヒノキ植林

植林の構成種であるスギ・ヒノキの主木には基本的に手は加えず、植生の遷移に委ねる。

林相の状況によっては、コナラ群落等、他の植生への移行も検討する。

林床の植物（エビネ・キンラン等）を保全するため、アズマネザサ等の繁茂を抑制する。

ク 竹林

現在の生育範囲から拡大しないよう抑制する。コナラ林内等、他植生にパッチ状に残存している竹林は除伐してコナラ林へ移行する。

下層植生については、生息・生育する動植物の状況に合わせて、順応的な下刈りや伐採を実施する。

ケ 植栽樹林群
基本的に主木は保全する。

下層植生については、生息・生育する動植物の状況に合わせて、順応的な下刈りや伐採を実施する。

コ 果樹園
基本的に地権者や耕作者の意向に沿って、耕作を継続し、モズやオナガ等の農耕地を餌場とする鳥類等の生息環境を保全する。

サ 畑地
基本的に地権者や耕作者の意向に沿って、耕作を継続し、モズやオナガ等の農耕地を餌場とする鳥類等の生息環境を保全する。

シ 全域共通
特定外来生物をはじめとした侵略的外来種の積極的な防除に努める。

(五) 施設に関する事項
地域内には、保全活動等を実施するに当たり必要な施設として、トイレ、休憩場等の活動拠点施設や使用機材を収納する倉庫等を適宜設置する。

また、保全地域の活用を図り環境学習を促進するため、案内板や解説板等を設けるとともに、地域に生息・生育する動植物を保護するため、制札板や人の立ち入りを制限する柵等を必要に応じて設置する。

なお、整備に当たっては景觀に配慮する。

(六) 保全地域の活用その他の運営に関する事項
(二)の方針を踏まえた植生管理の実施、施設の整備や

保全地域の活用等の保全事業を進めるために、関係機関等で構成する協議の場を必要に応じて設ける。

また、地権者等と協議の上、都民等と協働して次のように利活用を推進する。

ア 地域内においては、都民の自然との触れ合いや緑地保全活動、環境学習などの場として活用する。

イ 耕作地は、農業体験などの場としての活用も検討する。

ウ ア及びイの実施に当たっては、都民ボランティア・企業・教育機関等の多様な主体と連携して取組を実施する。

エ その他、関係機関等と協議しながら必要に応じて取組を実施する。

別表

町田市三輪町字二十三号千八百八十七番一、千八百八十八番一、千八百八十九番一、千八百九十二番一の一部、千八百九十二番三、千八百九十三番一の一部、千八百九十三番二、千八百九十七番一から千八百九十七番三まで、千八百九十八番、千八百九十九番一、千八百九十九番二、千九百番、千九百一番、千九百二番一、千九百二番二、千九百三番、千九百四番、千九百二十八番二の一部及び千九百二十九番の一部